

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の特定費用準備資金等の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 特定費用準備資金等 特定費用準備資金、資産取得資金及びこれらのほか将来において特定の支出に充てることを目的として、必要に応じ引き当てられる資金をいう。
- (2) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項に定める、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限り、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 資産取得資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(原則)

第3条 本規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行う。

第2章 保有、承認、管理等

(特定費用準備資金等の保有)

第4条 本連盟は、特定費用準備資金等を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 本連盟が、前条の特定費用準備資金等を保有しようとするときは、将来の特定の活動ごとに、その名称及び資金の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額等を理事会に諮り、つぎの号に記載する要件を充たす場合において、当該の活動ごとに承認する。

- (1) その資金の目的である活動を行うことあるいはその資金の目的である資産を取得することが見込まれること。

(2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金等の管理・取り崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金等を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、取り崩しが必要な理由を付して理事会に諮り、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 公表

(特定費用準備資金等の公表)

第7条 本連盟は、特定費用準備資金等の取り崩しに係る手続き、特定費用準備資金等の積立限度額等について、定款第8条第2項による書類の備え置き及び閲覧を行う。

第4章 雑則

(法令等の読み替え)

第8条 本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合は、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替える。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、平成29年2月25日より施行する。